

極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置 に関するガイドライン

遵守政策ガイドライン5

(第27回委員会年次会合 (2020年10月12-16日において採択))

1. はじめに

この政策において、極めて特殊な状況とは、CCSBTのMCS措置及び／又は漁船の通常の運用を阻害するような、まれで事前に予測できない事態又は問題のことをいう。この遵守政策は、そうした極めて特殊な状況下における行動原則及び取られるべき措置に関するガイドラインを提供するものである。

この政策において、全ての委員会との文言には拡大委員会が含まれ、全てのメンバーとの文言には拡大委員会の協力的非加盟メンバー（CNM）が含まれる。

この政策は、委員会による既存の又は将来的な決定又は決議に対して何ら優先又は変更するものではない。これらのガイドラインと委員会による決定又は決議との間に不調和がある場合には、委員会による決定又は決議が優先される¹。

2. 政策の目的

この政策の目的は、実施可能な範囲において、極めて特殊な状況が委員会の保存管理措置を弱体化させることのないよう、及び全てのメンバーが極めて特殊な状況が発生した場合の委員会からの期待に対してどのように対応するかについて理解するよう確保することである。

取決めの変更といった遵守を達成するために実施可能な代替手段が存在する場合、又は遵守を確保するために利用可能な手段があったと合理的に想定される場合は、措置の非遵守を正当化するために極めて特殊な状況が利用されるべきではない。

¹ 例えば「CCSBT漁獲証明制度の実施に関する決議」パラグラフ1.7-1.9及び4.1.2-4.1.3では「特別な状況」について規定しており、「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」パラグラフ20では「不可抗力」について規定している。こうした場合、メンバーは委員会により採択された決定又は決議に従って行動すべきである。

3. 極めて特殊な状況における行動の指針となる原則

極めて特殊な状況が発生した場合に取られる代替的な行動の指針として、以下の原則を考慮すべきである。

- 以下のような場合は、非遵守に起因するリスク²を最小化するための行動を取るか、又は CCSBT 措置の適用除外規定に依存³すべきである。
 - 極めて特殊な状況が CCSBT 措置の通常の運用を阻害している場合
 - 極めて特殊な状況が以下のいずれかに対して影響を及ぼすことが想定される場合
 - 複数の事態⁴
 - 単一の事態であるが後でなければ行動を取ることができない事態⁵
- 極めて特殊な状況の結果として取られるべき行動は以下によるべきである。
 - 曖昧さを残さない形で表現する。
 - 非遵守又は措置の適用除外規定への依存³の結果として生じるリスクに相応の行動とし、また可能な限り、そうしたリスクを最小化するための是正措置を実施する。
 - その他の点では国際法と矛盾しない。
 - 既存の措置又はより広範な CCSBT の管理体制を無用に弱体化させない。また可能な限り、CCSBT 管理体制の機能を改善するための機会を提供するとともに、関連する CMM 義務を遵守するためにあらゆる努力を払う。
 - 可能な限り、経験している極めて特殊な状況の悪化を回避する性質の行動とする。
 - 極めて特殊な状況によってのみ正当化される一時的な措置とし、明確に終了の（又は見直しを行う）期日を定めるか、又は明確な終了条件を定める。

² 過剰漁獲につながるようなメンバー又は非メンバーによる SBT の IUU 漁業又は貿易など

³ この文脈での「適用除外規定への依存」とは措置の一部のみが実施されていることをいい、措置の一部実施とは極めて特殊な状況に対して許容される同措置の適用除外規定に従う形で発生したもの（複数の洋上転載に対するオブザーバーの配乗の阻害のように COVID-19 パンデミックにおいて発生した状況など）をいう。

⁴ 複数の洋上転載に対するオブザーバーの配乗の阻害のように COVID-19 パンデミックにおいて発生した状況など

⁵ 例えば、1 件の洋上転載にかかる極めて特殊な状況について、転載された SBT に対する港内検査を後日実施することで対応する場合などが考えられる。

4. 極めて特殊な状況が CCSBT 措置の完全な遵守又は全面的な実施を阻害する場合に取る措置

極めて特殊な状況が CCSBT 措置の完全な遵守を阻害する又は措置の適用除外規定への依存を要するような状況においては、メンバーにより以下のような措置が取られるべきである。

(1) 非遵守の場合

- 極めて特殊な状況の確認後、事務局長に対して可及的速やかにかつ 10 営業日以内にこれを通報する⁶とともに、別添 1 に従って当該情報及び取られる行動案を提出する。
- そうした行動には、セクション「3」に示した原則に従った行動を含むべきである。
- 極めて特殊な状況に関する通報を事務局長が回章してから 7 平日以内に行動案に対するメンバーからの反対がなかった場合、当該行動案は委員会により許可されたと見なされるものとする。
 - 当該行動案が委員会により許可されなかった場合、当該メンバーは、委員会会合が別の決定を行わない限り、該当する措置に関して引き続き非遵守であったものと見なされる。
- 各事例ごとにとられた行動の詳細と合わせて全ての措置の非遵守事例を記録する。
- 極めて特殊な状況及び／又は取られた措置に関して何らかの変更があった場合には、そうした変更の後、事務局長に対してこれを可能な限り速やかに通知する⁶。
- 次の遵守委員会年次会合又は 6 ヶ月以内のいずれか早い方において、別添 3 に規定された情報を含む報告書を提出する⁷。当該年を越えて継続する場合、メンバーは問題が解決されるまで 6 ヶ月ごとに報告を行うべきである。メンバーは、それよりも早く、かつ定期的に報告することができる。事務局は、当該情報を全メンバーと共有する。
- 遵守委員会は、提出された情報を検討し、特に極めて特殊な状況が継続している場合又は取られた行動が適切でなかった場合は、将来的な行動に関する勧告を行う。

⁶ 事務局長は、通報の通報の受領後速やかに関連する別添を含む通報をメンバーに対して回章する。

⁷ 極めて特殊な状況が継続しているか終了しているかを問わない。

(2) 適用除外規定に依存する場合

- 極めて特殊な状況の確認後、事務局長に対して可及的速やかにかつ10営業日以内にこれを通報する⁶とともに、別添2に従って当該情報を提出する。
- そうした行動には、セクション「3」に示した原則に従ってリスクを最小化するために取られた行動又は取られる行動を含むべきである。
- 他のメンバーが、リスクを最小化するために取られた行動は不十分であるとの懸念を有している場合、遵守委員会は提供された情報について検討し、特に特定の極めて特殊な状況が継続している場合は必要に応じて将来的な行動に関する勧告を行う。
- 次の遵守委員会年次会合に対して、別添3に規定された情報を含む報告書を提出する⁷。

5. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none">● 政策の承認● 「非遵守」に関して提出された行動の検討／許可● 遵守委員会による勧告の検討
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none">● 要請があれば、非遵守事例及び適用除外規定への依存に関して提供された情報を検討する● 特に極めて特殊な状況が再発又は継続している場合、必要に応じて当該状況に対する将来的な行動について委員会に勧告を行う
極めて特殊な状況及び非遵守に直面しているメンバー	<ul style="list-style-type: none">● 事務局長に対し、極めて特殊な状況及び取られる行動案について通報する● 遵守委員会に対し、極めて特殊な状況及び取られた行動に関して報告する
極めて特殊な状況及び適用除外規定への依存に直面しているメンバー	<ul style="list-style-type: none">● 事務局長に対し、極めて特殊な状況及び取られた行動又は取られる行動について通報する● 遵守委員会に対し、極めて特殊な状況及び取られた行動について報告する
他のメンバー	<ul style="list-style-type: none">● 非遵守のケースでは、行動案に関して7日間以内に回答する
事務局	<ul style="list-style-type: none">● この政策をウェブサイトに掲載する● 極めて特殊な状況に関する別添1又は別添2による通知を回章する

6. 政策のレビュー

この政策は、この危機の間に学んだ教訓を取り入れるため、COVID-19 パンデミックに伴う運用上の困難が解決した後にレビューされるものとする。その後、この政策は、最初のレビューの日から5年ごとにレビューされるべきである。委員会は、それよりも先にいつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに、事務局長に対して、CCSBT 手続規則の規則5に従い、次の遵守委員会会合について定められた会議初日の70日前までに提出されなければならない。

極めて特殊な状況による非遵守及び取られる行動案に関する通知の
テンプレート

1. 極めて特殊な状況が開始された日付	日/月/年
2. 極めて特殊な状況に関する説明	(極めて特殊な状況にかかる詳細を提示すること)
3. メンバーが極めて特殊な状況を認識した日付	日/月/年 (メンバーが該当する極めて特殊な状況について初めて認識した日付)
4. 影響を受ける CCSBT 措置	(通常の運用が阻害される CCSBT 措置 (関連する CCSBT 決議/決定及びパラグラフ等を含む) について特定し、極めて特殊な状況が CCSBT 措置の完全な遵守を阻害する程度を示すこと)
5. メンバーによって取られる行動案	(メンバーによって取られる行動 (リスクを最小化するために取られる行動の性質及び程度を含む) を提案すること)
6. 行動の開始日案	日/月/年 (行動の開始日を提案すること、又は開始した日を示すこと)
7. 終了及び見直しの条件案	(当該行動を停止し CCSBT 措置の通常運用を再開するために満たす必要がある条件を提案すること。また、長期に渡って終了条件が満たされない場合に当該行動の見直しを行う引き金となる条件を提案すること)
8. 終了日案 (既知の場合)	(当該行動を終了し CCSBT 措置の通常運用を再開する日付を提案するか、又は極めて特殊な状況を発動させた状況の進捗に関する情報を提供すること)
9. その他	(あれば)

極めて特殊な状況による適用除外規定への依存及び
取られた又は取られる行動に関する通知のテンプレート

1. 極めて特殊な状況が開始された日付	日/月/年
2. 極めて特殊な状況に関する説明	(極めて特殊な状況にかかる詳細を提示すること)
3. メンバーが極めて特殊な状況を認識した日付	日/月/年 (メンバーが該当する極めて特殊な状況について初めて認識した日付)
4. 影響を受けるCCSBT措置	(通常の運用が阻害されるCCSBT措置(関連するCCSBT決議/決定及びパラグラフ等を含む)について特定し、極めて特殊な状況がCCSBT措置の適用除外規定への依存 ³ を要する程度を示すこと)
5. 既存の決議の確認	(極めて特殊な状況下における適用除外を許容している関連決議を特定すること)
6. メンバーによって取られる措置	(メンバーによって取られた又は取られる措置(リスクを最小化するために取られた又は取られる措置の性質及び程度を含む)を特定すること)
7. 行動の開始日	日/月/年 (当該行動の開始日)
8. 終了及び見直し条件	(当該行動を停止しCCSBT措置の通常運用を再開するために満たす必要がある条件を特定すること。また、長期に渡って終了条件が満たされない場合に当該行動の見直しを行う引き金となる条件を特定すること。又は、可能な限り、極めて特殊な状況を発動させた状況の進捗に関する情報を提供すること)
9. 終了日(既知の場合)	(当該行動を終了しCCSBT措置の通常運用を再開する日付を特定すること)
10. その他	(あれば)

極めて特殊な状況及び取られた行動に関する遵守委員会への報告書
テンプレート

1. 回章番号	(最初の通報が提示された回章番号)
2. 極めて特殊な状況に関する説明	(極めて特殊な状況の詳細、CCSBT 措置の完全な遵守又は全面的な実施がどのように阻害されたのか、極めて特殊な状況が開始された日付、及び当該状況が終了した日付を提示すること)
3. 当該行動の開始/終了日	日/月/年から日/月/年まで
4. 取られた行動に関する詳細	(下表1により、極めて特殊な状況による非遵守事態又は措置の適用除外規定への依存 ³ の程度及び取られた行動の内訳を提示すること。 この欄には、下表1に関する追加的な一般情報及び/又は下表で使用した用語のうち曖昧な部分の説明を示すこと。例えば「検査」という用語を用いた場合、検査にはどのような内容が含まれるのかをここで説明すること)
5. 影響の評価	(取られた行動を踏まえた極めて特殊な状況による影響の評価を提示すること)
6. その他	(あれば)

別添 3 (続き)

表 1: 極めて特殊な状況による措置の非遵守又は適用除外規定への依存 **Error! Bookmark not defined.** 及び実際に行われた行動の詳細 (表内の青字斜体は例示)

具体的な日付 多くの日付にわたる場合は 月別等にまとめても可)	極めて特殊な 状況	非遵守又は適用除外規定への依存	非遵守又は措置の適用除外規定への依存 ³ の種類 (関連決議のパラグラフを特定すること)	非遵守又は措置の適用除外への依存 ³	代替的に取られた行動及び事態の回数	代替措置の有効性の評価及び何らかのギャップがあったかどうか
日/月/年	COVID-19	適用除外規定への依存	転載オブザーバーなしでの洋上転載 (転載決議パラグラフ 20)	SBT 2000 尾 (110,000kg) を含む 5 件の洋上転載が転載オブザーバー不在のまま実施された。	運搬船が寄港した際、全 5 隻の全 SBT が#### において検査された。	
日/月/年	COVID-19	非遵守	非遵守 CDS タグの使用 (CDS タグを一部漁船に届けられなかった) (CDS 決議パラグラフ 4.4 及び別添 2)	3 隻の SBT 500 尾 (27,500kg) が捕殺された時点で CDS 適合タグが装着されなかった。	捕殺時に全 500 尾に紙タグが付与され、全 SBT が#### での水揚げ時に検査され、その際にこれらの SBT のうち 400 尾に CDS 適合タグが装着された。	